

令和2年度 第7回 常設審議委員会 次第

日時 令和 2年 10月23日 (金) 13時30分～
場所 札幌市 第二水産ビル 8階 8BC会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名者指名

4 諮問・意見聴取

- 1) 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2の規定に基づく諮問について
- 2) 農地法第4条及び第5条の規定に基づく意見聴取について

5 報 告

- 1) 令和3年度 農林水産関係概算請求について
- 2) 農地中間管理事業の特例事業（農地保有合理化事業）の活用方法について
～10年間の貸借期間を要する農地保有合理化事業の仕組みと活用方法について～

6 協 議

- 1) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書（案）について
- 2) 地域の実態に即した施策の実現に向けた要望書の取扱いについて
- 3) その他

8 閉 会

次回 令和2年度第8回常設審議委員会は、令和 2年11月18日（金曜日）

開会時間は、13：30です。

場所は、第二水産ビル 4階 4F会議室です。（予定）

※ 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、開催日を期日とした書面開催を行う場合があります。

【メモ】

【農林水産業の活性化】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、国際的な輸出制限
- 国内の生産基盤を維持・強化
- 食料自給率の向上
- 食料備蓄や輸入の安定化

- 食料の安定供給を実現できる総合的な食料安全保障の確立
 - ・ 外食・中食向け原料の国産への切り替え
 - ・ 国産麦、大豆等の増産
 - ・ 輸出拡大による生産余力の向上
 - ・ 中山間地域等も含め国内生産基盤の強化
 - ・ 穀物備蓄の確保、輸入の多角化について検討

- スマート農業の技術開発や現場実装、農業支援サービスの育成
- 食料安全保障や農林水産業の役割への国民理解を醸成
- 「農林水産業・地域の活力創造プラン」等に基づき、農林水産業全般にわたる改革を力強く進め、農林水産業を成長産業に一つ、美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承していく。
- 土地改良事業や鳥獣対策の推進
- 輸出先国との規制緩和・撤廃の協議の加速化
- 食産業の海外展開と多様なビジネスモデルの創出等を進める。

【激甚化・複合化する災害への対応】

- デジタル化・スマート化を図りつつ、ハード・ソフト一体となった取り組みを推進（デジタル技術を活用した危機管理・適応復興）
- 復旧・復興の迅速化を図り、防災に対する国民の意識・行動変革につなげる。
- 長期停電や、通信障害などを防ぐ無電柱化をはじめとした電気・水道等のインフラ・ライフラインの耐災害性強化等を加速
- 国土強靱化の取り組みの加速化・深化
- 「近年の自然災害からの復興」
 - H28熊本地震、H30豪雨、北海道胆振東部地震など、近年相次ぎ発生した災害については、被災者が一日も早く安心した暮らしを取り戻せるよう、被災者の気持ちに寄り添い、復旧・復興に全力を尽くす。

【自由で公正なルールに基づく国際経済体制】

- 新型コロナウイルス感染症のリスク管理ルール等の整備を進めた上で「自由で公正な貿易・投資ルールの実現」
- TPP11、日EU・EPA等で設けられた「自由で公正な21世紀型ルール」の国際標準化を進める。

「TPP 11」

未締結国の早期締結を促す。
新たな国・地域の加入により新しいルールを世界に拡大していく

「RCEP」

年内の署名・早期発効を目指す。

「日米貿易協定」

日米双方の利益となるよう、貿易・投資を更に拡大させる。

「日EU・EPA」

更なる経済関係強化を推進する。

「日英包括的経済連携協定」

EU離脱後の英国との新たな経済パートナーシップの構築に速やかに取り組むとともに、移行期間の終了に伴う関連動向の日経企業に対する情報提供を行う。

※報道では、農産物低関税枠を設けないとされている。

- 「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づいて、きめ細やかな施策を実施する。

【当面の経済財政運営と令和3年度予算編成に向けた考え方】

- 令和3年度予算については、概算要求期限を1カ月遅らせる。
- 概算要求の仕組みや手続きをできる限り簡素化
- 経済・国民生活への影響を見極めつつ、「令和3年度予算編成の基本方針」で、その方向性を示し、これに基づき予算編成を行う。

【令和3年度予算の概算要求の具体的な方針】
(令和2年7月21日閣議 財務大臣発言要旨)

- 事業と雇用を守り抜くため、2度にわたる補正予算の迅速かつ適切な執行をはじめ、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応が喫緊の課題。
- 令和3年度の概算要求については、政府、与党、地方など多くの関係者の作業の負担を極力減らす観点も踏まえ、要求期限を1ヵ月遅らせて9月30日に提出
- 要求額は、基本的に対前年度同額
- 新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途、所要の要望を行うことができる。
- 令和3年度税制改正要望についても9月30日までの提出
- 租税特別措置については、例年同様、必要性等を見極めた上でゼロベースで見直すとともに、減収を伴う要望の場合は、しっかりと財源を確保しつつ、政策の重点化を図ること。

令和3年度農林水産予算概算要求の骨子

単位：億円

区 分	令和3年度 要求・要望額	令和2年度 予算額	対前年比
農林水産予算総額	27,734	23,09	120.0%
1. 公共事業費	8,464	6,989	121.1%
一般公共事業費	8,268	6,793	121.7%
農業農村整備	3,983	3,264	122.0%
農山漁村地域整備 交付金	1,131	943	120.0%
災害復旧等事業費	196	196	100.0%
2. 非公共事業費	19,270	16,120	119.5%

令和3年度農林水産予算概算要求において、前年比で120%の増、総額2兆7,734億円（前年比4,625億円増）の増額要求となっている。
農業農村整備事業などの基盤整備事業も増額要求となっている。

【令和3年度農林水産予算概算要求の重点事項（農業分野）】

《重点項目》

- ～ 食料安全の保障の確立、国土の保全等に向けて、次の対策を総合的に実施～
- 1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施
～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～
- 2 スマート農業・DX・技術開発の推進、食と農に対する理解の醸成
～コロナと共存する生活・生活様式への転換～
- 3 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化
～コロナを契機とした需要変化への対応と流通の革新～
- 4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進
～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～
- 5 食の安全と消費者の信頼確保
～家畜伝染病の発生予防対策等の強化と食の安全確保～
- 6 農山漁村の活性化
～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～

- 農業委員会活動交付金については、前年同額の53億円、機構集積支援事業については、11億円増の41億円で要望されていることから、農業委員会に交付される交付金・補助金は、維持又は増額される方向となっている。
- 人・農地プランと農地バンク事業による担い手への農地の集積・集約化については、6億円増の213億円で要望されている。
そのため、人・農地プランの実現、農地バンク事業の推進と併せて、担い手への農地の集約化が求められる方向。
- 食と農に対する理解の醸成のための国民運動の推進では、新型コロナウイルス感染症により、国産農産物の重要性が再認識されたこともあり、14億円増の16億円の要望額となっている。
- 基盤整備事業については、農業農村整備事業、農地耕作条件改善事業など全ての基盤整備事業において増額要求となっている。
- 後継者に経営継承した場合に、100万円を交付する事業が新規で要望されている。

令和3年度農林水産予算概算要求について

【食料自給率の向上と国産農産物の振興対策】

- **食料安全保障の確立に向けた新たな国民運動推進事業 (32)**
食と環境を支える農業・農村について、国民の理解を醸成し、その持続性を高めるため「食を軸とした地域経済循環」の形成にむけた地域の連携・協働モデル構築に係る取組を支援するとともに、食と農の有する価値の見える化や、関係団体と連携した国産の消費拡大に繋がる国民運動を展開
【1,000 (119) 百万円】

○ **食育の推進と食文化の保護・継承 (33)**

食育や地産地消の推進、和食文化の保護・継承を図るため、地域の関係者が取り組む食育及び地産地消コーディネーターの派遣等を支援するとともに食育推進全国大会、栄養・教育関係者と生産者との連携推進、地域の食文化の保護・継承、和食文化の継承を行う人材の育成等を実施
【510 (384) 百万円】

○ **地域食農連携プロジェクト推進事業 (34)**

地域の農林水産物が地域産業の中で有効活用されるように、地域の食と農に関する多様な関係者が参画した地域食農連携プロジェクト(LFP)を構築し、地域の関係者が自発的に企画・実行する持続的ビジネスの創出を支援
【462 (一) 百万円】

※ 事業名の後の括弧は、概算要求時の番号(農林水産省HP)

【経営所得安定対策】

- **経営所得安定対策 (21)** 【279,175 (289,311) 百万円】
※ 10,136百万円減額
(ゲタ対策(畑作物の直接支払交付金が減額)
令和2年度は、6,962百万円の増額だった。)
- **水田活用の直接支払交付金 (9)**
【305,000 (305,000) 百万円】

- **畜産・酪農経営安定対策 (7)** 【223,461 (223,411) 百万円】
- **果樹支援対策 (8-2)** 【21,466 (19,371) 百万円】
- **花き支援対策 (8-4)** 【21,466 (19,371) 百万円の内数】
- **養蜂等振興強化推進事業 (8-5)** 【21,466 (19,371) 百万円の内数】
- **畜産経営体生産性向上対策 (8-6)** 【21,466 (19,371) 百万円の内数】
- **「麦・大豆増産プロジェクト」の推進 (11)**
麦・大豆等水田農業の生産体制強化・安定供給推進事業 (11-1)
【6,000 (一) 百万円】

【各事業の目標】

生乳の生産量 (728万ト (H30) ⇒ 780万ト (R12))
牛肉の生産量 (33万ト (H30) ⇒ 40万ト (R12))
果実の生産量の拡大 (283万ト (H30) ⇒ 308万ト (R12))
花き産出額の増加 (3,687億円 (H29) ⇒ 4,500億円 (R12))
蜂群数増加 (21万5千群 (R1) ⇒ 30万群 (R11))
子畜の出生頭数の増加 (乳用牛産子 72.0万頭/年⇒74.4万頭/年)
(肉用牛産子 51.7万頭/年⇒54.7万頭/年)
小麦生産量の増加 (76万ト (H30) ⇒ 108万ト (R12))
大麦・はだか麦生産量の増加 (17万ト (H30) ⇒ 23万ト (R12))
大豆生産量の増加 (21万ト (H30) ⇒ 34万ト (R12))

【法人化等の対策】

- **農業経営法人化支援総合事業** 【956 (593) 百万円】
農業経営の法人化、円滑な経営系継承など農業経営者が抱える農業経営の諸課題や新規就農者が就農から定着までに抱える課題に対して、農業経営相談所の専門家チームがアドバイザーする取組等を支援

【新規就農・後継者対策】

- 農業人材力強化総合支援事業 (50) [23,958 (21,294) 百万円]
農業次世代人材投資事業
農の雇用事業
- 外国人材受入総合支援事業 (54) [429 (366) 百万円]
外国人材の適正かつ円滑な受入に向けて、技能試験を実施するとともに、外国人材が働きやすい環境の整備等を支援
- 経営継承・発展等支援事業 (51) [5,995 (503) 百万円]
地域の中心経営体の後継者が、経営継承後の経営発展に向けた取組に関する計画を策定し、経営を継承した場合に定額100万円を交付
(市町村が1/2負担)

【女性の活躍に関する対策】

- 女性が変わる未来の農業推進事業 (53) [85 (75) 百万円]
女性農業者が能力を発揮して活躍でき、また女性にとって魅力ある職業として農業が選択されるよう、地域の女性グループ活動支援、地域のリーダーとなりうる女性農業経営者の育成及び託児や農作業代替を一体的にサポートするネットワーク構築を支援

【鳥獣被害対策】

- 鳥獣被害防止対策とジビエ利活用の推進 (66)
[16,239 (10,170) 百万円]
野生鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、捕獲活動の抜本的強化の取組や、ジビエフル活用に向けた取組を支援

【デジタル化に関する対策】

- 農林水産省共通申請サービス (eMaff) によるDXの推進 (25)
[9,254 (719) 百万円]
農林水産省の行政手続きの業務の抜本的な見直しを勧めながら、行政手続きのオンライン化を図り、農林漁業のデジタルトランスフォーメーションを推進
- スマート農業総合推進対策事業 (23)
[5,500 (1,500) 1,500百万円]

【農業委員会関係等対策】

- 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化 (49)
[26,578 (26,048) 百万円]
農業委員会の活動による農地利用最適化の推進 (49-2)
 - ① 農業委員会交付金 [4,718 (4,718) 百万円]
 - ② 機構集積支援事業 [4,061 (3,021) 百万円]
 - ③ 農地利用最適化交付金 [5,682 (5,682) 百万円]
(執行見込額)
 - ④ 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 [523 (523) 百万円]
 - ⑤ 農地調整費交付金 [62 (63) 百万円]

「人・農地プラン」の実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化 (49-1)

- ① 農地中間管理機構事業 [6,707 (6,303) 百万円]
(執行見込額)
- ② 機構集積協力金交付事業 [4,823 (5,737) 百万円]
(執行見込額)
- ③ 機構集積支援事業 (再掲)
- ④ 農地利用最適化交付金 (再掲)
- 経営継承・発展等支援事業 (うち推進事務) (関連事業)

1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施

～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～

(1) 畜産・酪農の生産基盤の強化

- ① 畜産生産体制の強化
 - (畜産生産力・生産強化対策事業) 12億円 (9億円)
 - (公共牧場機能強化体制整備事業) 2億円 (一)
- ② ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上
 - 215億円の内数 (194億円の内数)
- ③ 畜産環境対策の推進 (一部公共)
 - (持続的生産強化対策事業) 215億円の内数 (194億円の内数)
 - (農山漁村地域整備交付金) 1,131億円の内数 (943億円の内数)
- ④ 草地関連基盤整備 (公共)
 - 3,983億円の内数 (3,264億円の内数)
- ⑤ 家畜・食肉の流通体制の強化
 - 53億円 (30億円)
- ⑥ 畜産・酪農経営安定対策
 - (所要額) 2,234億円 (2,234億円)

(2) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

- ① 持続的生産強化対策事業
 - ア 野菜・施設園芸支援対策 215億円 (194億円)
 - イ 果樹支援対策
 - ウ 茶・薬用作物等支援対策
 - エ 花き支援対策
 - オ 養蜂支援対策
- ② 水田フル活用の推進
 - ア 水田活用の直接支払交付金 3,050億円 (3,050億円)
 - イ 水田農業の高収益化の推進 (一部公共)
 - (水田活用の直接支払交付金) 3,050億円の内数
 - (持続的生産強化対策事業) 215億円
 - (農業農村整備事業) 3,983億円の内数
 - (強い農業担い手づくり総合支援交付金) 245億円の内数
 - (スマート農業総合推進対策事業) 55億円の内数
- ウ 「麦・大豆増産プロジェクト」の推進
 - (麦・大豆等水田農業の生産体制強化・安定供給推進事業) 60億円
 - (持続的生産強化対策事業) 215億円
 - (農地耕作条件改善事業) 300億円の内数
 - (強い農業・担い手づくり総合支援交付金) 245億円の内数
- エ 農業再生協議会の活動強化 91億円 (85億円)
- オ 米穀周年供給・需要拡大支援事業 50億円 (50億円)
- カ 米粉の需要拡大、米の民間規格の制定 1億円 (1億円)

1 生産基盤の強化と経営所得安定対策の着実な実施

～コロナ禍でも揺るがない生産基盤・セーフティネットの構築～

(2) 農業の持続性の確保に向けた生産基盤の強化

- ③ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 245億円 (200億円)
- ④ 畑作構造転換事業 30億円 (－)
- ⑤ 甘味資源作物生産支援対策 159億円 (114億円)
- ⑥ 土づくり、有機農業、環境に配慮した農業の推進
(スマート農業総合推進対策事業)
55億円の内数 (15億円の内数)
(持続的生産強化対策事業)
215億円の内数 (194億円の内数)
1億円 (1億円)
- ⑦ 農業資材価格等の調査

(3) 経営安定対策の着実な実施

- ① 収入保険制度の実施 188億円 (211億円)
- ② 畑作物の直接支払交付金 (所要額)
1,986億円 (2,163億円)
- ③ 収入減少影響緩和対策交付金 (所要額)
714億円 (645億円)
- ④ 野菜価格安定対策事業 (所要額)
156億円 (155億円)

2 スマート農業・DX・技術開発の推進、食と農に対する理解の醸成

～コロナと共存する生活・生産様式への転換～

※ DX: デジタルトランスフォーメーション (IoT等のデジタル技術を活用した変革)

(1) スマート農業・DXの推進

- ① スマート農業総合推進対策事業 55億円 (15億円)
- ② 農業支援サービス事業育成対策 10億円 (－)
農業支援サービス事業育成対策
10億円 (－)
- ③ ICTを活用した畜産経営体の生産性の向上 215億円の内数 (－)
(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)
245億円の内数 (－)
- ④ ・⑤ 林業・水産のため省略
- ⑥ 農林水産省共通申請サービス (eMAFF) によるDXの推進

(2) イノベーション・技術開発の推進

- ① 農林水産研究の推進 70億円 (23億円)
- ② 「知」の集積と活用によるイノベーションの創出 43億円 (41億円)
- ③ スタートアップ総合支援事業 10億円 (－)
- ④ 開発技術の迅速な普及・定着 24億円 (24億円)
- ⑤ 次世代技術を取り入れた新たな食料産業創造事業 3億円 (1億円)

(3) 食と農に対する理解の醸成のための国民運動の推進

- ① 新たな国民運動の推進 16億円 (2億円)
- ② 食品ロス削減・プラスチック資源循環の推進 2億円 (1億円)
- ③ 再生可能エネルギーの導入等の推進 7億円 (－)

3 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化と高付加価値化 ～コロナを契機とした需要変化への対応と流通の革新～

- (1) 5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出力強化
- ① グローバル産地づくりの強化 36億円 (5億円)
 - ② 輸出手部の下での輸先国の規制緩和・撤廃に向けた取組の強化、輸出手続きの円滑化 32億円 (17億円)
79億円 (15億円)
56億円 (28億円)
 - ③ 輸向向けHACCP施設の整備
 - ④ 戦略的なマーケティング活動の強化
 - ⑤ 食産業による海外展開、多様なビジネスモデルの創出 14億円 (7億円)
- (2) 知的財産の流出防止、規格・認証の国際化対応
- ① 植物品種等海外流出防止総合対策事業 6億円 (1億円)
 - ② 農業知的財産保護・活用支援事業 1億円 (1億円)
 - ③ GAP (農業生産工程管理) 拡大の推進
- (3) 農林水産物・食品の高付加価値化と流通の合理化・高度化
- ④ 地理的表示保護・活用総合推進事業 3億円 (一億円)
 - ⑤ 6次産業化の推進 95億円の内数 (31億円の内数)
 - ⑥ 流通の合理化・高度化
- (強い農業・担い手づくり総合支援交付金)
245億円の内数 (200億円の内数)
(食品等流通持続化モデル総合対策事業)
25億円 (2億円)

4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進 ～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～

- (1) 競争力強化・国土強靱化のための農業農村整備の計画的な推進
- ① 農業農村整備事業 (公共) 3,983億円 (3,264億円)
 - ② 農地耕作条件改善事業 300億円 (250億円)
 - ③ 農業水路等長寿命化・防災減災事業 333億円 (258億円)
 - ④ 農産漁村地域整備交付金(公共) 1,131億円 (943億円)
- (2) 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化
- ① 人・農地プランの実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手の農地集積・集約化の加速化 (執行見込額)
213億円 (207億円)
 - ② 農地の大区画化・汎用化等の推進 (公共) 3,983億円の内数 (3,264億円の内数)
 - ③ 農地耕作条件改善事業 300億円 (250億円)
 - ④ 樹園地の集積・集約化の促進 215億円の内数 (194億円の内数)
 - ⑤ 農業委員会による農地利用の最適化の推進 53億円 (53億円)
 - ⑥ 機構集積支援事業 41億円 (30億円)

4 農業農村整備、農地集積・集約化、担い手確保・経営継承の推進

～コロナを契機とした地方での事業・雇用の創出～

(3) 家族農業経営、法人経営等の担い手の確保と経営継承の促進

- ① 農業人材力強化総合支援事業 240億円 (213億円)
- ② 経営発展・経営継承の推進 70億円 (11億円)
- ③ 女性が変わる未来の農業推進事業 1億円 (1億円)
- ④ 外国人受入総合支援事業 4億円 (4億円)
- ⑤ 農林水産業・食品産業における作業安全の推進 9億円の内数 (6億円の内数)
- ⑥ 農業協同組合の監査コストの合理化の促進 1億円 (2億円)

5 食の安全と消費者の信頼確保

～家畜伝染病の発生予防対策等の強化と食の安全確保～

- ① 消費・安全対策交付金 33億円 (30億円)
- ② 家畜衛生等総合対策 (家畜伝染病予防費) 50億円 (86億円)
(国内防疫・水際対策) 43億円 (25億円)
- ③ 安全な生産資材の安定供給の推進 8億円 (6億円)
- ④ 生産製造現場と連携したリスク管理 2億円 (2億円)

6 農山漁村の活性化

～コロナを契機とした都市部から地方への移住を促す環境の整備～

(1) 日本型直接支払の実施

- ① 多面的機能支払交付金 491億円 (487億円)
- ② 中山間地域等直接支払交付金 268億円 (261億円)
- ③ 環境保全型農業直接支払交付金 25億円 (25億円)
- (2) 中山間地農業の所得向上を始めとした農山漁村の活性化
 - ① 中山間地農業ルネサンス事業 (一部公共) 490億円 (442億円)
 - ② 棚田・中山間地域対策 (公共)

(中山間地域農業農村総合整備事業)
70億円 (50億円)
(農山漁村地域整備交付金)
1,131億円の内数 (943億円の内数)

③ 農山漁村振興交付金

- ア ワケーションにも対応した農泊の推進
- イ 農福・林福・水福連携の推進
- ウ 都市農業の多様な機能の発揮
- エ 配食・見守りサービス等による農山漁村のコミュニティ機能の維持
- オ 荒廃化のおそれのある農地の低コストでの維持・管理、不測の事態に備えた生産の実証
- ④ 鳥獣被害防止対策とジビエ利用の推進 103億円 (98億円)
- ⑤ 特殊自然災害対策施設緊急整備事業 162億円 (102億円)
3億円 (3億円)

(3) 地方への定住促進に向けた環境整備

- ① 農山漁村の情報通信環境や生活インフラの整備 (公共)

(農村整備事業)
73億円 (一)
(漁村整備事業)
14億円 (一)

49 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化

【令和3年度予算概算要求額【執行見込額】 26,578 (26,048) 百万円】

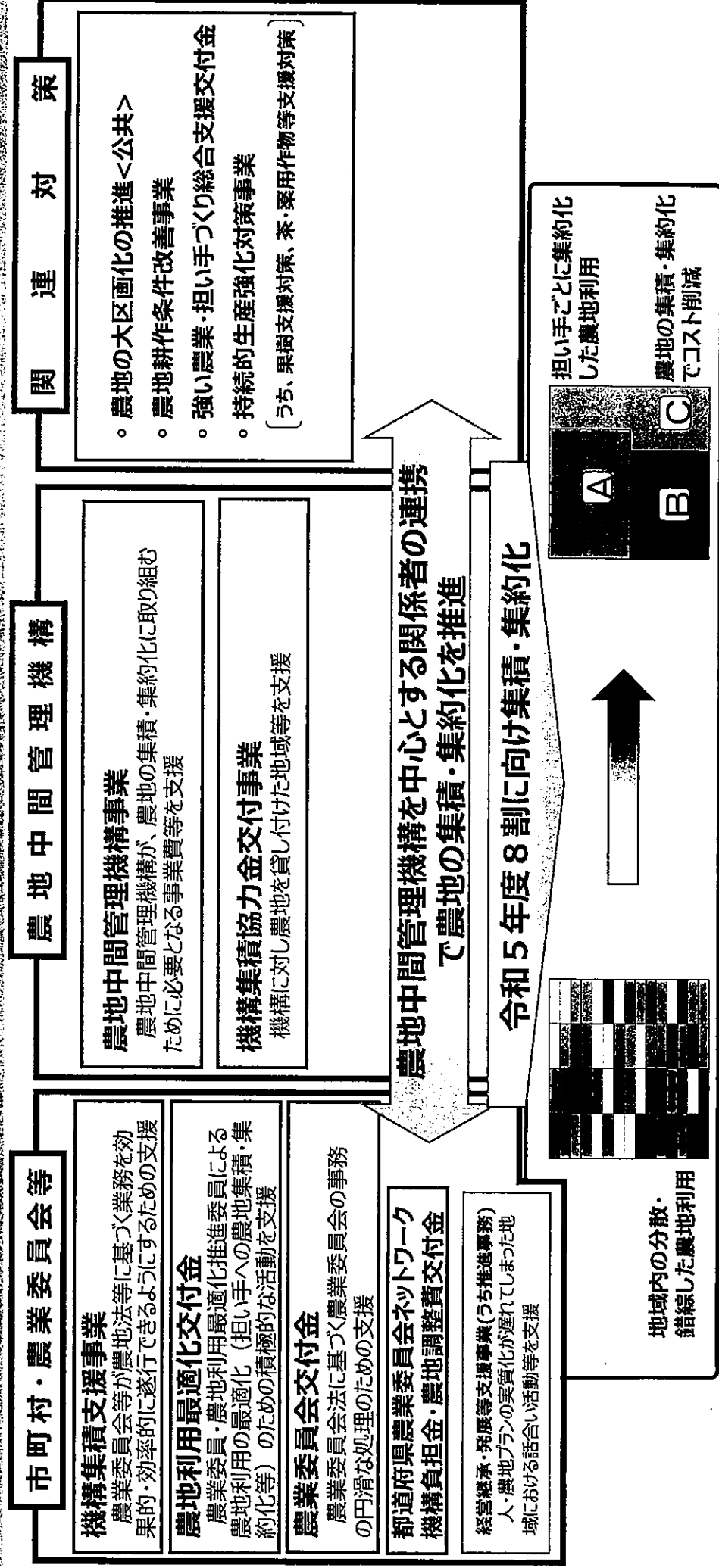
<対策のポイント>

農業の生産性を高め、競争力を強化していくためには、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していく必要があります。このため、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を更に推進するとともに、農地利用の最適化に向けた農業委員・農地利用最適化推進委員の積極的な活動を支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【令和5年度まで】

<事業の全体像>



農業委員会の活動による農地利用最適化の推進

【令和3年度予算概算要求額【執行見込額】
15,047（14,008）百万円】

＜対策のポイント＞

農地利用の最適化のための農業委員・農地利用最適化推進委員の活動等に必要な経費を支援することにより、担い手への農地集積・集約化を更に加速し、生産コストを削減していきます。

＜政策目標＞

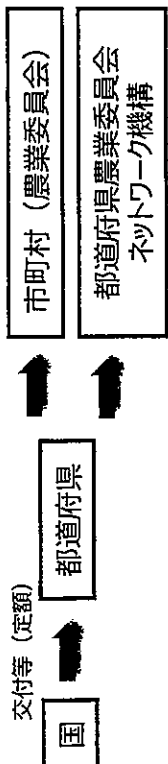
担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【令和5年度まで】

＜事業の内容＞

- 1. 農業委員会交付金 4,718（4,718）百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員及び農地利用最適化推進委員の手当に必要な経費を交付します。
- 2. 機構集積支援事業（再掲） 4,061（3,021）百万円
- 3. 農地利用最適化交付金（再掲） [執行見込額] 5,682（5,682）百万円
- 4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523（523）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

- 5. 農地調整費交付金 62（63）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を支援します。

＜事業の流れ＞

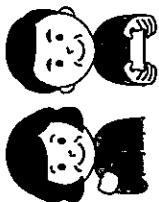


【お問い合わせ先】

- (1、3、4の事業) 経営局農地政策課 (03-3592-0305)
- (2の事業) 農地政策課 (03-6744-2152)
- (5の事業) 農地政策課 (03-6744-2153)

農業委員会

- 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可、遊休農地に係る調査等）
- 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）



農業委員・推進委員による最適化活動

- ・農地所有者の意向把握
- ・集落での話し合い 等



委員の積極的な活動を支援
農地利用最適化交付金

農地法等に基づく業務を支援
機構集積支援事業

サポート

- 都道府県農業委員会ネットワーク機構
- 全国農業委員会ネットワーク機構

49-1 農地中間管理機構による農地集積・集約化と農業委員会による農地利用の最適化のうち

「人・農地プラン」の実質化を踏まえた農地中間管理機構等による担い手への農地集積・集約化の加速化

【令和3年度予算概算要求額【執行見込額】
21,275 (20,744) 百万円】

<対策のポイント>

農地の集積・集約化に向け、地域の特性に応じて、農地バンク、市町村、農業委員会、J A、土地改良区等が一体となって、実質化された人・農地プランに位置付けられた担い手への農地の集積・集約化を更に推進します。引き続き地域集積協力の単価を平均2割引き上げ、中山間地域の最低活用率要件を平地の1/5に緩和等を行います。

<政策目標>

担い手を利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進【令和5年度まで】

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 【執行見込額】 6,707 (6,303) 百万円
※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用
機構の事業費（農地賃料、保全管理費等）及び事業推進費を支援します。
機構の農地買入等に対する利子助成を行います。

2. 機構集積協力金交付事業 【執行見込額】 4,823 (5,737) 百万円
※各都道府県の基金及び令和3年度予算で運用
① 人・農地プランを実質化し、まとまった農地を機構に貸し付けた地域等に対し、協力を交付します。
② 基盤整備事業の農業者負担を軽減するため、協力を交付します。

3. 機構集積支援事業 4,061 (3,021) 百万円
所有者等の農地利用の意向調査、所有者不明農地の権利関係調査、農業委員会が行う人・農地プランの実質化に向けた地図作成、農地情報公開システムの改良等を支援します。

4. 農地利用最適化交付金 【執行見込額】 5,682 (5,682) 百万円
農地利用の最適化のための農業委員及び農地利用最適化推進委員の積極的な活動に要する経費を交付します。

（関連事業）

経営継承・発展等支援事業（うち推進事務）

人・農地プランの実質化が遅れてしまった地域において、継続して実質化に取り組む市町村、都道府県の活動に係る経費を支援します。

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】

(1、2 ①の事業) 経営局農地政策課 (03-6744-2151)
(2 ②の事業) 農村振興局農地資源課 (03-6744-2208)
(3 の事業) 経営局農地政策課 (03-6744-2152)
(4 の事業) 農地政策課 (03-3592-0305)

<5年後見直しを踏まえた主な改善点>

○ 実質化された人・農地プランの実行

【機構集積支援事業 等】

実質化された人・農地プランの実行に必要な意向把握等への支援

○ 機構集積協力金交付事業の改善・重点化

【地域集積協力金】 ※中山間地農業ルネサンス事業に位置付け6割を優先枠化

①単価：固定化、平均2割引き上げ

②要件：中山間地域を平地の1/5に緩和（機構の最低活用率4%）

【集約化タイプ】担い手同士の農地交換も支援

【経営転換協力金】令和5年度までに段階的に縮減・廃止

【農地整備・集約協力金】対象：「農地耕作条件改善事業」

○ 人・農地プランの実質化による交付基準への反映

【農地利用最適化交付金】

実質化したプランに位置付けられた集積の予定面積を成果として評価等

【地域集積協力金】 実質化したプランの策定地域を対象

農地中間管理機構の事業の特例（旧農地保有合理化事業）に係る10年貸付について

〔 令和2年10月23日 〕
〔（公財）北海道農業公社〕

1 事業制度の変遷

農地保有合理化促進事業実施要領（抜粋）※平成25年度まで

第6の1 担い手支援タイプの事業

（2）のイ 農用地等売渡事業

（ア）農地保有合理化法人は、農用地等及び農業用施設等の一時貸付けを行った後に売渡す場合にあっては・・・買い入れた農用地等及び農業用施設等を貸付期間終了後に売り渡すこととして10年以内の賃借権を設定し、一時貸付けを行うものとする。



農地売買等支援事業実施要領（抜粋）※現在

第6の1 担い手支援タイプの事業

（2）のア 農用地等売渡事業

（ア）農地中間管理機構等は、農用地等及び農業用施設等の一時貸付けを行った後に売渡す場合にあっては・・・買い入れた農用地等及び農業用施設等を貸付期間終了後に売り渡すこととして5年以内の賃借権を設定し、一時貸付けを行うものとする。
ただし、事業参加者が認定就農者である場合など特に必要なものとして都道府県知事が承認した場合には、賃借権の設定期間を10年以内とすることができるものとする。

現在は、原則5年の賃借権を設定する事業として行っているが、「認定就農者である場合など特に必要なものとして・・・」とあるため、認定農業者も自身の経営において、今回の農地取得は「10年貸付が必要」と判断した場合は知事への承認申請を行うことができる。

2 承認申請を行う際のポイント

事業参加申込書（別添様式）にある「4 経営収支の実績及び目標」と「市町村（農業委員会）記入欄」の記載内容に整合性があること。

※市町村（農業委員会）記入欄において、現在の経営状況等を踏まえて10年貸付が必要な理由を記載する。

※参考 10年貸付を申請し承認された理由の一例

「令和3年度に老朽化したトラクター及び作業機の購入計画があり、また、令和4年度には本事業により現在一時貸付を受けている農地の取得予定もあるため、償還圧を軽減し安定した経営状況を維持するためにも長期（10年）の貸付が必要である。」

地域の実態に即した施策の実現に向けた

要 望 書

(案)

令和 2 年 1 1 月

一般社団法人
北海道農業会議
代表理事会長 多田正光

地域の実態に即した施策の実現に向けた要望

本道農業・農村が今後も持続的に発展し、担い手が将来にわたって意欲と希望を持って営農に取り組むためには、安心して営農に取り組める施策の実現が不可欠であります。

そのため、地域の実態に即した施策の実現に向けて、下記のとおり要望いたします。

記

【 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う農業・農村の課題について 】

1. 食料の安定供給について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、食料の安定供給への関心が高まり、国産農産物の重要性が高まっている。

しかしながら、我が国の食料自給率は低迷している状況にある。

そのため、「食料・農業・農村基本計画」の実現に向けた具体的な国民の食料の安定供給を図るための農業構造と食料戦略を講じることにより、持続可能な農業経営を構築すること。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、国内外の観光客の減少や休業等による外食需要の大幅な減少・消費構造の変化に伴い、牛肉をはじめ、牛乳乳製品やコメや高級農産物等の嗜好品などの在庫の滞留や価格下落等の長期化が懸念されることから、農畜産物の消費回復・喚起やブランド力の維持・向上、経営の維持・発展等に向けた支援施策の充実・強化を図るとともに、必要な予算を確保すること。

2. 農業分野における労働力確保について

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、農業の生産現場では、労働力の不足が深刻になっている状況を踏まえ、地域が取り組む援農の枠組みづくりや人材のマッチング等への支援を充実・強化するとともに、本道の農業生産に大きな役割を果たしている外国人材の早期入国に配慮するとともに、必要な感染防止対策の実施等に対して支援すること。

3. 新型コロナウイルス感染症の発生に対応した経営継続支援と生産資材等の安定確保について

農場や、農産物の集出荷施設等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合においても、継続して農産物を生産・供給できるよう、緊急的な資材の購入や作業の委託、他の集出荷施設への輸送などの掛かり増し経費への支援を国において講じること。

農産物を安定的に生産・供給できるよう、その基礎となる種苗について、海外からの安定供給や国内の生産体制を維持するとともに、生産に必要な資材や機械について、国内外から十分に確保できるよう、万全な対策を講じること。

【 基本農政の確立 】

新型コロナウイルス感染症の影響により、国産農産物の重要性が高まっている状況にあることから、この機会を捉え、国産農産物の重要性に関する食育の促進を図ると共に、国産農産物の増産に関する支援・消費喚起による食料自給率の向上を図ること。

また、持続可能な農業経営を構築するため、中長期を見通した農業政策の基本を確立すること。

【 国際貿易協定等における基本的な姿勢について 】

T P P 1 1 協定や日 E U ・ E P A、日米貿易協定の発効による農業への影響を継続的に検証するとともに、今後とも農業者が希望と意欲を持って経営に取り組めるよう、「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づき、体質強化や経営安定に向けた予算を確保するなど、万全な対策を講じること。

いかなる国際貿易交渉にあっても、食料等の安定供給を担う本道農業が再生産可能となり、持続的に発展していくことができるよう、本道の重要品目に対する必要な国境措置を確保するとともに、農業者もとより、地域の関係者等に交渉内容の丁寧な説明を行うこと。

【 優良農地の確保について 】

1. 農地の所有権移転の促進

貸借を中心とした現行の農地集積対策では、不在村地主・所有者不明農地等における耕作放棄の未然防止を図ることはできても、基盤整備等による農地改良については、農地改良に係る費用負担の観点等から困難なケースも見受けられることから、こうした農地においてはいずれ生産力の低下を招く可能性がある。

そのため、農地利用の最適化と優良農地の保全の観点から、担い手への所有権移転による農地集積の促進について、政策として明確に位置付けること。

2. 農地中間管理事業と特例事業の推進について

農地中間管理機構が行う、農地中間管理事業、特例事業については、本道における担い手への農地の集積・集約化において重要な位置を占めると共に、優良農地の確保にも貢献している制度であることから、必要な予算を確保すること。

また、担い手が安定して優良農地を活用するためには、所有権移転を促進することが必要である。

そのため、農地中間管理事業により担い手へ集約化された農地については、将来的に当該担い手が当該農地の所有権を有することが望ましいことから、例えば、所有者が相続等により農地の所有権移転を望む場合など農地中間管理事業での貸付け意向が変更された場合などにおいて、農地中間管理事業から特例事業へ移行する仕組みを構築すること。

【 担い手の育成対策の強化について 】

1. 農業者の世代交代に関する支援の充実

本道では、3,500 を超える農地所有適格法人があり、今後、世代交代を迎える法人が大半である。

法人版事業承継税制が措置されているが、本制度を活用できる者は、筆頭株主に限定されている状況にある。

本道における複数戸法人では、筆頭株主が存在しないケースが多いことから、本制度を活用した法人の事業承継は困難であると考えられる。

そのため、筆頭株主が存在しない複数戸による経営体でも活用できる法人の事業承継税制の構築を検討すること。

また、個人経営の第三者継承が円滑に行える支援施策の創設を検討すること。

2. 農業経営基盤強化準備金制度の継続

農業経営基盤強化準備金制度は、大規模で専業経営の多い本道農業者にとって、農用地の取得や農業用機械の導入などを計画的に行うための手段として、非常に効果的な制度である。

そのため、計画的な農業経営の規模拡大や生産方式の合理化に引き続き取り組めるよう農業経営基盤強化準備金制度を継続すること。

【 農産物の首都圏への鉄道輸送力の確保 】

J R 北海道の経営悪化が一層深刻さを増している状況にあり、J R 北海道では、単独では維持困難とする 13 区間のうち 5 区間を廃止する意向を示している。

また、残る 8 区間においても公的支援がなければ存続できないとしている。

さらに、国鉄清算事業団債務等処理法の期限も迫っている状況にある。

本道農産物の首都圏への大量の農産物を輸送する手段として鉄道輸送は、不可欠であることから、鉄道輸送力の維持・確保に向けた強力な支援を行うこと。

【 農業委員会組織の体制強化と予算確保について 】

市町村農業委員会は、農地法許可事務、農地の利用状況調査・利用意向調査、農地台帳の公開等をはじめとする農地法等に基づく農地行政を執行するとともに、これら農地行政を通じて農村現場における農業振興・地域経済の維持を図る重要な役割を担う行政委員会である。

そのため、市町村の財政状況に左右されず、農業委員会、事務局体制が確保できるよう農業委員会交付金について必要額を確保すること。

農業委員会ネットワーク機構に対する国費負担金については、農地利用の最適化・担い手への農地集積・集約化に関する業務を推進するため、必要な額を確保すること。

機構集積支援事業については、農地台帳の情報の正確性の維持、遊休農地の解消・発生の未然防止、農地法等に基づく業務を効率的に支援するため必要な事業であることから、十分な予算を確保すること。

食料現場の現状・課題等

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響

- ・ 国産農産物の重要性の再認識
- ・ 食料自給率の低迷
- ・ 外国人材を中心とした労働力不足
- ・ J・R北海道の赤字による路線の維持

○ 国際貿易協定

- ・ TPP 11、日EU EPA、日米貿易協定の発効

○ 優良農地の確保

- ・ 所有者不明農地等の増加
- ・ 所有権移転の意向が強い本道における貸借を中止とした農政の展開との齟齬
- ・ 農地中間管理事業の伸び悩み

○ 担い手の育成

- ・ 農業経営者の高齢化に伴う、全道的な経営継承時期の到来
- ・ 大規模複数戸法人等の経営継承において、法人版事承継税制の活用困難

○ 農業委員会の体制強化

- ・ 農地行政を通じた担い手の育成、農地の担い手への集積・集約化の促進の必要性
- ・ 農地業務の増大
- ・ マンパワー等の不足
- ・ 農地行政を通じた農業振興、地域経済の下支えなど農業委員会が果たす役割・機能が増大

要望内容

【新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う農業・農村の課題への対応】

- ・ 「食料・農業・農村基本計画（食料自給率の向上）」の実現のための国産農畜産物の生産拡大と需要喚起に向けた具体的施策の構築及び推進
- ・ 外国人材の早期入国による労働力確保
- ・ 経営継続支援と生産資材等の安定確保
- ・ 鉄道輸送力の確保のための路線維持等

【国際貿易協定等における基本的な姿勢】

- ・ 国際貿易における適切な国際規律の確保

【優良農地の確保】

- ・ 所有権移転の促進による不在村地主・所有者不明農地等の解消
- ・ 農地中間管理事業から特例事業へ移行することにより、所有権移転型の担い手への農地の集積・集約化の実現

【担い手の育成対策の強化】

- ・ 個人、法人における事業承継税制の充実

【農業委員会組織の体制強化と予算確保】

- ・ 農業委員会が果たすべき役割を履行するための予算の確保

○ 新型コロナウイルス感染症の危機からの脱出

- 国産農畜産物の生産拡大による食料自給率の向上
- 優良農地の確保により、農地中間管理事業、特例事業の活用率の向上
- 円滑な事業承継による新たな担い手の確保
- 農業委員会の機能強化による農地行政を通じた担い手育成の実施

令和2年度 全国農業委員会会長代表者集会の開催中止。



例年、代表者集会終了後に衆参両議院会館を回って要望を実施しているが、令和2年度は、例年通りの実施が困難。



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、一部の農産物（牛・肉・嗜好品等）にも影響が出ている。
新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の農産物の輸入が停止したことを受け、国産農産物の重要性の認識が高まっている。
本道が抱える世代交代の円滑化な推進
鉄道輸送力の確保（JR北海道の赤字拡大）



タイミング的に要望をすべきと考えられる。



新型コロナウイルス感染症、感染防止対策と併せた要望活動の実施



最小人員での要望活動の実施

【実施人員】

(一社) 北海道農業会議 多田会長
乾事務局長
佐藤農政・業務担当部長

【実施時期】

11月中旬（11月12日前後を予定）
※ 11月12日 12:00～ 全国農業会議所理事会

【要請対象】

本道選出の衆参国會議員 31人
衆議院議員 20人
参議院議員 11人

【実施手法】

衆議院第一議員会館（8人）・衆議院第二議員会館（12人）・参議院議員会館（11人）、北海道選出国會議員各議員室を訪問の上、要望書を手交していく。

※ 要望書 + 概要ペーパーのセット

【備考】

衆議院議員が解散している場合は、参議院議員会館のみでの対応となる。